

### 第三者評価結果

事業所名：保育室みによん

#### 共通評価基準（45項目）

#### I 福祉サービスの基本方針と組織

#### 1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者評価結果
【1】 I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
<コメント>	
●理念、基本方針、小規模保育事業C型について、保護者には見学時、入室契約時に園のしおりを基に説明しています。保育者は、少人数の良さを生かし、同じ気持ちで保育室を推進しています。園長は、小規模保育事業C型の将来的構想について、気持ちの切り替えと共に初心に帰り、全保育者で夢を話し合っていく機会を設け、進めていく所存でいます。	

#### 2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者評価結果
【2】 I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
<コメント>	
●厚生労働省の情報分析、川崎市、麻生区の情報や、近隣の新しい保育施設の乱立状況、利用希望者数の動向等について、経営を取り巻く環境の変化を把握しています。川崎市の情報から今後の傾向を理解し、将来の予測を立てています。しかし、地区の小規模保育園の会議や交流は活性化が十分に図られておらず、一般保育園と小規模保育園の明確な区分も十分にできているとは言い難く、小規模保育事業としての確固たる地位固めをしていく必要性を行政、同事業者間と共に進めていくことが望まれます。	
【3】 I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a
<コメント>	
●最大の課題は、経営安定のための利用者確保にあることは明確ですが、入室は自治体体制（利用者割り振りは行政が決定）であり、現状、園では消極的な取り組みとなっています。全保育者には経営状況について周知しています。さらに、利用者へ一般保育園と小規模保育事業の違いを認知してもらい、小規模保育園を選択してもらえるようアプローチが重要な課題であり、具体的には、①ホームページの作成、②月1回の育児相談日の新設等、小規模保育園の良さの知名度を上げ、利用者を増やしていく対策に努めています。	

#### 3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者評価結果
【4】 I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
<コメント>	
●園の中・長期計画として令和2年度に5カ年計画（～令和7年度）を策定し、進めていますが、行政の方針等を鑑み、来年度の予測ができないのが現状としてあります。計画は利用者数により経営状態が変動しますが、その傾向が中・長期的にも不透明な状況なのが影響を及ぼしています。但し、小規模保育事業の継続を願い、その発展及び理念・基本方針を進めていくことには変わりありません。	

<p>【5】 I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。</p>	<p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt; ●中・長期的な見通しが不安な状況の中、経営的には不安な面は拭い去れませんが、保育実践とは別問題とし、保育の実践に努めています。中・長期計画を踏まえた単年度計画では、全体的な計画及び年間指導計画として策定し、子どもたち一人ひとりの健全な発育発達を目指し、計画の遂行、丁寧な保育を進めています。</p>	
<p>(2) 事業計画が適切に策定されている。</p>	
<p>【6】 I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。</p>	<p>b</p>
<p>&lt;コメント&gt; ●事業計画は全体的な計画及び年間指導計画としており、計画は正規職員で話し合って決定しています。決定した計画は、計画(P)、実行(D)、反省(C)、期計画への反映(A)を、定期的に時期を踏まえ実施しています。今後は、参画が可能な補助職員も一緒に考えられる体制を構築していかれることを期待いたします。</p>	
<p>【7】 I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。</p>	<p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt; ●保護者会は設定しておらず、事業計画(年間指導計画等)の開示はしていませんが、年間行事計画にとり組みの説明を行い、今年度の後半にお知らせも配付しています。行事に関しては保育室便り・連絡ノート・掲示等で周知し、保育室だより(みによんだより)では、夏号で園の様子、保育参観、懇談会について、秋号は作品展紹介と「みんな大好き公園遊び」、クリスマス号では鉢のプレゼント等を掲載しています。年間行事計画の周知により事業計画の取り組みを伝え、保護者の理解・協力が得られるよう、継続して取り組んでいく予定です。</p>	

#### 4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

<p>(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【8】 I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。</p>	<p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt; ●保育の質の向上に向けて、日頃の保育を科学的にPDCAサイクルに則って反省し、定期的にチェック・アクションを繰り返し、体質の改善を図っています。研修には積極的に参加をし、自己の研鑽に努めています。日常的には、組織の有効性を図り、都度振り返り及び話し合う機会を設け、記録し、記録から改善、保育の質の向上を図っています。</p>	
<p>【9】 I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。</p>	<p>b</p>
<p>&lt;コメント&gt; ●今回、初めての第三者評価であり、評価結果は今年度末になる予定ですが、保育室として取り組むべき課題として「記録」を挙げ、効率の良い記録方法を模索中であり、思索しています。様々な文書化における職員間の共有について、文書の論理的視点が異なるらないよう、共有すべき事項を踏まえ、個々に常に考えるよう指導し、改善につなげています。</p>	

## II 組織の運営管理

### 1 管理者の責任とリーダーシップ

(1) 管理者の責任が明確にされている。	第三者評価結果
<p>【10】 II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。</p>	b
<p>&lt;コメント&gt;</p>	
<p>●施設長は自ら役割と責任を持ち、表明と共に職員に指導しています。業務、情報伝達において、伝達内容の言行不一致が散見されます。職員との認識の差異、聞き損じ等に留意し、施設長が伝達した内容は文章に残し、口頭と共に文書化を図り、施設長と職員的一致・認識の整合を図るよう、文書化の必要性について検討されるよう期待いたします。</p>	
<p>【11】 II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。</p>	b
<p>&lt;コメント&gt;</p>	
<p>●法の遵守の重要性を認識し、個別に川崎市保育課、生活環境部、労働基準監督署の社会保険労務士、そして法人契約の税理士等の専門家から助言と指導を仰ぎ、法令などの理解に努めています。川崎市の園長会等での保育に関わる法的な情報について把握し、保育に生かすよう努めています。得た情報等は職員に周知し、保育に関わる分かりやすい法令等をまとめ、勉強会をする等、取り組みに期待いたします。</p>	
(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	
<p>【12】 II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt;</p>	
<p>●保育室みによんでの階層は、施設長・主任（副主任）・一般職員となっており、代表が施設長、家庭的保育者を主任（副主任）としています。保育の質の向上を図り、保育者自身が保育の知識を深め、実践での自信とし、全体の士気につなげています。また、施設長を含め研修へ積極的な参加を奨励し研鑽を図っています。保育に関しては、気づいた点は都度、評価・分析・反省を行い、組織的な効果・成果を得ています。施設長は、取り組みにおいて、職員の意見を積極的に取り入れ、独善的にならないよう配慮し、全体で進めるよう尽力しています。</p>	
<p>【13】 II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt;</p>	
<p>●保育室みによん株式会社（以下、法人という）として、労働基準監督署の社会保険労務士の助言を受け、職員の意欲向上や仕事の有効性を高めることにつなげるよう、キャリアパスや賃金テーブルを作成し、客観的に業務を分析・評価するよう努めています。財務については、税理士から給付費の適正な使用の助言を受ける等、経営の継続・改善、業務の実効性を高めるよう尽力しています。</p>	

### 2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	第三者評価結果
<p>【14】 II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt;</p>	
<p>●手厚く丁寧な保育を目指し、基準以上の人員配置とし、特に、活動時は子ども2人に対して保育者1人を配置しています。この水準を継続するためにも補助職員の人員確保、育成に努め、職員1名がOJTに付き、保育の充実に努めています。</p>	

【15】 Ⅱ-2-(1)-②  
総合的な人事管理が行われている。

a

<コメント>

●「期待する職員像等」については、法で定められている「家庭的保育者」の要件資格を保育士、補助職員が満たし、無資格でも家庭的保育者と同等の保育ができることとしています。法人としてキャリアパスや賃金テーブルは作成して日が浅く、職員に説明していますが、浸透には時間を要し、今後、継続して理解を促していきます。

(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

【16】 Ⅱ-2-(2)-①  
職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。

b

<コメント>

●職員間で互いを思いやり、優しく、楽しい職場を目指し、正規非正規関係なく就労環境の整備に努めています。シフトは各職員の家庭の事情を聞き取り、できるだけ均等に作成するよう努め、有給休暇、時間外労働に配慮しています。各職員の心身の健康と安全に配慮し、悩みや個人都合等については副主任や税理士のサポートを得ながら施設長が対応するようにしています。ワーク・ライフ・バランスに関しては、会社としてのキャリアパスや賃金テーブルの定着が推進の一助となることを期待しています。

(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

【17】 Ⅱ-2-(3)-①  
職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。

a

<コメント>

●職員に対して、子どもたちに向き合う態度等、基本姿勢について折に触れて周知しています。職員の評定表を作成し、今後は職員一人ひとりの目標設定を行う等、具体的に進め、育成に取り組んでいきます。施設長は、評価に捉われず、子どもたちへの優しい気持ちを持って保育に当たることを願い、職員一人ひとりの良いところを伸ばし、保育の質への反映につなげるよう取り組んでいます。

【18】 Ⅱ-2-(3)-②  
職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。

a

<コメント>

●正規職員については、保育士像として「家庭的」の名の意味を考えて保育に当たるよう自覚を促しています。正規職員に限らず、保育室に携わる職員の教育は、「期待する職員像」を基本にしています。今後、年間的に研修計画を策定し、必要とする研修、各職員が希望する研修等、企画を立案されることを期待します。給食員は心肺蘇生等、支援員研修項目に参加しています。

【19】 Ⅱ-2-(3)-③  
職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。

b

<コメント>

●保育室の形態、保育の考え方に新鮮さを取り入れることも考慮し、外部研修への参加、教育、内容の振り返りは必須と考え、推奨しています。外部研修には代替職員を立てても参加できるようにしていますが、新型コロナウイルス禍（以下、コロナ禍という）でZoom研修が主になり、人員体制、保育時間に重なることを鑑み、参加し難い状況となっています。研修での新たな手法、体制を考慮し、研修参加へのより良い方法の工夫を期待しています。

(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

【20】 Ⅱ-2-(4)-①  
実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。

b

<コメント>

●小規模保育事業の実習としては、基本的に見学実習の受け入れのみであり、家庭的保育者予定者に限り、川崎市から要請を受けた場合は受け入れています。過去に2校から実習生の依頼があり、受け入れ実績があります。コロナ禍においても1名を受け入れました。実習生受け入れマニュアル、基本姿勢、職員への受け入れ研修及び、保護者への周知等、文書化が期待されます。

### 3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	第三者評価結果
【21】 II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
<コメント>	
●法人は株式会社であり、予算、決算報告は非公開ですが、基本方針、保育内容、保育目標、入室に当たっての持ち物等は公表しています。苦情・相談等の公表に関する意思はありますが、これまでに第三者委員への相談事例はありません。今後、透明性を確保するためにも掲示またはホームページでの公表を一考されることを期待いたします。また、今回の第三者評価結果はかながわ福祉サービス第三者評価推進機構、WAMNET、評価機関ホームページに掲載され、同時に園内での掲示等をしていかれると透明性の確保への一環となると思います。	
【22】 II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
<コメント>	
●経理規定があり、法人契約の税理士の助言を受けて書類等を整え、相見積を取る、反社会的勢力との取引はしない等、公明正大な経営に努めています。数か月ごとの川崎市保育課巡回指導員に指摘された箇所は速やかに改善し、内部監査では税理士の指導を受けています。	

### 4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。	第三者評価結果
【23】 II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
<コメント>	
●利用年齢が低く、地域との交流をイベントとして具体化するのには難しい面はありますが、近隣の清掃、町内会の夏祭り等の地域行事には必ず参加し、協力しています。日々の散歩時には近隣の方々と挨拶を交わし、公園では地域の子育て親子との触れ合いや一緒に遊ぶ等、小さな積み重ねで交流を広めています。	
【24】 II-4-(1)-② ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	c
<コメント>	
●ボランティア受け入れについては現状、実績はありません。希望があれば受け入れる考えを持ち、体制作り、文書化は今後の課題です。しかし、子どもが色々な大人と触れ合うのは有効性はあるものの、園内の構造や人見知りの子どもの年代の特性上、関係者以外の出入りは保安面から不安があり、まずは、知人等を受け入れる方向で考えています。	
(2) 関係機関との連携が確保されている。	
【25】 II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
<コメント>	
●地域との関係機関・団体については、麻生区保育課から資料が定期的に配布され、それらを保護者に配付しています。常備する関係機関（こども文化センター、連携保育園、関連病院・医院、警察、消防署、訪問する高齢者施設、商店街等）はリスト化し、職員に周知を図り、必要に応じて保護者に情報提供ができるよう作成されると尚良いでしょう。	

(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	
【26】 II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
<コメント>	
●福祉事業に関わる者として、地域の福祉ニーズの動向を把握に努め、今後アプローチを考えていきます。特に、核家族化が進む中、地域の乳児がいる保護者は、相談できる先があると安心であり、保育室が有するノウハウ等をアドバースする等、子育て家庭の心の拠り所として位置づけられます。公園等で相談を受けた際等、小規模保育事業の認知にもつながり、そのような機会、周知の工夫に努め、子育て世代の支援、地域のニーズに対応していかれることを期待いたします。	
【27】 II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
<コメント>	
●麻生区役所主催の子ども広場があり、区内の保育園が中心となり参加、出展等を行い、活動しています。小学校でのベルマーク集め、ゴミの分別、公立保育園のセンター園を中心とするネットワーク活動の推進等に保育室の関連保育園が協力しています。他保育園が活動、協力している事業等に今後参加し、共に活動の幅を広げて行きたいと考えており、取り組みに期待いたします。	

### Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

#### 1 利用者本位の福祉サービス

(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		第三者評価結果
【28】 III-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a	
<コメント>		
●子どもを尊重した保育は保育者としての基本事項と認識し、倫理綱領について、全国保育士会の倫理綱領を遵守しています。川崎市の子どもの人権に関する研修には必ず参加し、参加後、職員会議で報告及び意見交換を行い、共通理解を図っています。また、子どもたちの卒室を見据え、団体生活を迎えた時期に互いを尊重できるよう援助しています。性差、人種、文化、出自による差別を行わず、互いを尊重する心を大切にしています。		
【29】 III-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	a	
<コメント>		
●保育室の面積、年齢を考慮し、子ども一人ひとりのプライバシーを守る空間・設備をできる限り整え、子どもの羞恥心に配慮するよう努めています。スペース的に無理と諦めず、限られた中でプライバシーを守る心得、工夫・行動が重要と考え、保育に当たっています。		
(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
【30】 III-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a	
<コメント>		
●川崎市・麻生区の広報紙等で保育室の情報を公開しています。この度、自室のホームページも公開し、見学希望者へのアクセス欄にも地図だけでなく最寄りのバス停、住所、電話番号を掲載し、分かりやすく工夫しています。さらに、保育室みよんを始め、小規模保育事業の認知度が高まり、保育園との違いの理解が進むよう、行政、同事業者間で周知を推進する工夫が望まれますが、今回の第三者評価受審により知名度の向上につながるよう期待されます。		

【31】 Ⅲ-1-(2)-②  
保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。

a

<コメント>

●保育の開始・変更にあたり、開始時期には、保護者へ詳細に説明を行い、保護者が聞きたいことの把握に注力し、確認しながら説明を丁寧に行うよう心がけています。また、ホームページやおたより等で子どもの写真の利用等、同意書を交わしています。保育の変更については、特に、同意書を得ています。配慮が必要な保護者については、個別対応を原則としています。

【32】 Ⅲ-1-(2)-③  
保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。

b

<コメント>

●保育室等の中途変更の場合については、原則、保護者から転園先に伝えることを原則とし、秘密保持の為、文書は渡していません。利用終了時には、「いつでも遊びに来てください」と声かけをしています。来室の場合はその時点で施設長に相談し、対応しています。これまでも転園児、卒室児が近況を報告に来ています。少人数で信頼関係も築かれており、口頭で伝わっていますが、継続性への対応に関して文書にして配付されることが望まれ、しおりに利用終了後における一文や、ホームページに掲載する等、文書化されると尚良いでしょう。

(3) 利用者満足の上昇に努めている。

【33】 Ⅲ-1-(3)-①  
利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。

a

<コメント>

●利用者満足調査については、子どもについては保育の中で把握しています。保護者については、小規模保育事業であり、イベント後の保護者アンケート等は少人数でもあり実施はせず、毎日の送迎時での会話を通して把握するようにしています。また、個別に丁寧な対応を心がけ、良好な関係を築いています。面談の希望はいつでも受け付けていますが、希望者はあまりいない状況です。第三者評価の利用者アンケートでは、全項目において平均的(81%)に満足度が高く、中でも「お子さんを大切にしてくれていますか」・「保護者に対する職員の対応や態度」・「お子さんは保育園(室)で楽しく過ごしていますか」では満足との回答が100%でした。総合的な評価では、満足88%、概ね満足13%であり、利用者の満足度の高さが伺えます。

(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

【34】 Ⅲ-1-(4)-①  
苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

b

【判断した理由・特記事項等】

●苦情解決の仕組みでは、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の設置を整えています。今後、苦情解決の仕組みのフロー図を作成及び掲示し、苦情箱と記入カードの設置、記録の保管を行い、申出者に配慮の上、公表と共に、内容に基づいて改善に取り組み、保育の質の向上につなげるよう期待いたします。

【35】 Ⅲ-1-(4)-②  
保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。

b

<コメント>

●保護者が相談や意見を述べやすいよう保護者と保育者との関係作りはできていますが、環境については、限られたスペースにおいて、物理的に玄関先での対応に成らざるを得ない状況です。時間を要する相談等については、保育室内で対応するようにしています。相談等については施設長その他、どの職員でも自由に選択できることを伝えていますが、保護者と情報の共有が不十分にならないよう聞き取りを十分に配慮しています。

【36】 Ⅲ-1-(4)-③  
保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。

b

<コメント>

●みよん保育室では、保護者の意見や要望、提案等についても直ぐに対応できる体制であり、保育の質と保護者からの信頼を高めるよう丁寧に対応しています。しかし、苦情解決同様に仕組みを確立することは重要であり、対応マニュアル等を策定していかれると尚良いでしょう。

(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。	
【37】 Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
<コメント> ●リスクマネジメント体制としては、事故報告書とヒヤリハット報告書を作成し、全職員で取り組んでいます。これらは保育室みよん独自の危険事例集として過去の事例を含めてまとめ、見直し、再発防止に努めています。また、他地域で発生した事故を自園に置き換えてシュミレーションし、自分達の安全確保について防止策等を講じるようにしています。また、子どもたちを守ることを念頭に置き、職員の危険への気づきを促すようにしています。	
【38】 Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<コメント> ●厚生労働省の「保育所における感染症対策ガイドライン」に則り、感染症対応マニュアルを整備し、感染症対策の責任と役割を明確にし、衛生管理を適切に実施すると共に予防に努めています。子どもが手に触れる棚・机・椅子・玩具等、毎日清掃及び消毒を行い、安全確保に努めています。新型コロナウイルス感染症対策としては、検温、手指消毒、室内換気等を実施して予防に努め、衛生環境に配慮しています。	
【39】 Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
<コメント> ●災害時の対応体制（避難先、避難方法、ルート確認等）を決め、立地条件から災害の影響を把握し、対策を講じています。園舎はマンションの2階部分であり、水害は心配ありませんが地震等の災害に対して避難訓練を行っています。また、自治会の消防訓練にも参加しています。災害発生時の安否確認については方法を決め、職員、保護者へ周知しています。備蓄については、食料・水・備品等のリストを作成し、整備しています。	

## 2 福祉サービスの質の確保

(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		第三者評価結果
【40】 Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a	
<コメント> ●業務マニュアル（指導計画と並行）を備え、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に配慮し、全保育者が同じケアができるように体制を整えています。施設長は、実施方法に基づいて保育が行われているかを確認しています。保育実践において、子ども一人ひとりの様子や意向を見ながら、子ども主体の保育を心がけ、画一的な保育にならないよう努めています。		
【41】 Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a	
<コメント> ●保育の標準的な実施方法（マニュアル）の評価・見直しは、定期的に検討する体制としていますが、見直しの時期、方法を定められると尚良いでしょう。見直しに当たっては、指導計画の実施内容が反映され、職員や保護者等からの意見も反映されるようにしています。		



(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

【42】 Ⅲ-2-(2)-①  
アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。

a

<コメント>

●小規模保育園であり、個別指導計画作成の責任者は施設長とし、職員間でアセスメントに関する話し合いを行い、アセスメントに基づいて個別の指導計画を作成及び実施し、経過及び結果は個人別に記録しています。いかなる生活の場面でも冷静にアセスメント手法を活用し、適切な対応ができるよう心がけています。

【43】 Ⅲ-2-(2)-②  
定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。

a

<コメント>

●個別指導計画に基づく保育実践については、日、週、月、期、年の単位で反省、見直しを行っています。基本的には月案レベルで修正を含む見直しを行い、日、週レベルでも必要に応じて変更を行うケースもあります。標準的な実施方法は、指導計画と並行し、年度終わりに評価・見直しを行い、次期の計画に反映するようにしています。

(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

【44】 Ⅲ-2-(3)-①  
子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

a

<コメント>

●これまで子どもの発達状況や生活状況については保育室で定めた書式に適切に記録をしていましたが、今後、川崎市の家庭的及び小規模保育室の書式が統一される予定であり、その書式に沿って記録・職員間での共有を進めていきます。

【45】 Ⅲ-2-(3)-②  
子どもに関する記録の管理体制が確立している。

a

<コメント>

●個人情報の管理について、個人情報保護規程を作成し、法定の保管、保存、廃棄期間を遵守し、管理責任者は施設長としています。保管は鍵のかかる書庫に格納し、管理しています。個人情報の取扱いについては、職員に周知徹底を図り、保護者等へは入室時に説明し、同意書をいただいています。

### 第三者評価結果

事業所名：保育室みによん

#### A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p>A-1-(1)-①</p> <p>【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>●全体的な計画及び年間指導計画は厚生労働省の指針に沿い、子どもの発達や地域の実態に応じて作成し、正規職員で話し合って決定しています。補助職員は勤務時間等の関係もあり、作成には参加していませんが、今後、広く意見を聞く機会を持ち、作成に反映させていきたいと考えています。</p>	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-①</p> <p>【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>●保育室みによんは、マンションの2階の1室を保育室仕様に改修し、保育室2室と食堂の部屋、キッチンとなっており、定員は8名です。生活環境としては子どもが快適に生活できる広さを有しています。また、ファミリーマンションの利用であり、防音、温・湿度、採光、換気等は適切に確保できています。子どもが一人になって落ち着けるスペース（個室）はありませんが、状況に応じて工夫をしています。寝食は区別され、午睡時は2つの保育室で年齢別に行い、食堂スペースはフリー空間としています。手洗い場・トイレは子どもが使いやすいように工夫し、設備を整えています。現在、コロナ禍により、特に空気の流れ、自然換気に留意し、遊具等は十分に消毒を行い、子どもの受け渡しも玄関で実施する等、感染症蔓延防止に努めています。</p>	
<p>A-1-(2)-②</p> <p>【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>●保育では、保育者の配置を多くし、子ども一人ひとりを細やかに見守り、観察・対応を心がけています。一人ひとりの子どもの訴えを理解し、気持ちを表現する行動を汲み取り、子どもの要求を見逃さないよう心がけ、気持ちに添って適切に対応しています。また、職員は子どもの思いを代弁し、言葉にして子どものやりたいことを結び付けてあげられるよう援助しています。保護者アンケートの「子どもを大切にしてくれているか」では100%の満足を得ています。</p>	
<p>A-1-(2)-③</p> <p>【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>●基本的な生活習慣を身につけるため、一人ひとりの発達に応じた声かけを行い、子どもの主体性を大切に、自分でできたという気持ちを持つよう援助を行っています。過程では無理強いをせず、生活習慣を身につけることの大切さを理解できるよう丁寧に働きかけを行っています。また、一人ひとりに何度でも重ねながら対応し、小規模保育事業ならではの援助が成されています。</p>	
<p>A-1-(2)-④</p> <p>【A5】 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>●子どもが自由に創作遊びをする中から色々なことを発見し、経験を積んで学べるよう、遊びの組み合わせを工夫し、主体的に活動できるよう支援しています。また、保育者が一緒に楽しむことを大切に考え、小さなサークルの中でも遊びを豊かにする保育を展開させています。</p>	

<p>A-1-(2)-⑤ 【A6】 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
---	---

<コメント>

●現在、保育室では0歳児は1名を預かり、保育者との愛着関係の醸成を大切に、特に、入室当初は担当保育者を決め、補助職員もなるべく同じ人を割り振り、信頼関係が築けるよう配慮し、情緒の安定を図っています。発達がどんどん進む時期を踏まえ、成長を観察しながら適切な環境を提供するよう心がけています。0歳児保育では子どもの興味がある遊びを知り、楽しめるようにしています。家庭と連携を密にし、子どもの喜び、成長を共有しています。

<p>A-1-(2)-⑥ 【A7】 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
---	---

<コメント>

●3歳未満児(1・2歳児)の保育については、一人ひとりの子どもの状況に応じて、子どもが自分であろうとする気持ちを尊重し、援助しています。子どもを比較せず、一人ひとりの成長を見守り、各場面でその子にとって最善の対応を心がけています。保育室みよんでは、保育者1人が子ども2人の保育に当たり、人員配置を厚くして子ども一人ひとりに丁寧に対応しています。継続して体制維持に努めていきます。

<p>A-1-(2)-⑦ 【A8】 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	c
--	---

<コメント>

●小規模保育事業所であるため、評価対象外です。

<p>A-1-(2)-⑧ 【A9】 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
---	---

<コメント>

●障害のある子どもは現在入室していませんが、障害を持つ子どもを受け入れた場合は、それぞれの状況に配慮した個別の指導計画を作成し、関係機関と連携を図りながら対応します。しかし、これまでも気になる子どもは在室しており、自然に他児と一緒に楽しく過ごせるよう統合保育を実施し、全体で配慮してきました。日々の生活の様子を丁寧に伝える中で、発達の遅れを保護者が認識し、自主的に専門機関へ相談に通う等、支援しており、今後も職員間で発達の課題に気づきを持ち、組織的に援助していきます。

<p>A-1-(2)-⑨ 【A10】 それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
--	---

<コメント>

●子どもの在室時間を考慮した環境作りでは、1日の生活を見通してその連続性に配慮し、家庭的でゆったりと過ごすことができるよう整え、子どもの体調、状態に応じた個別対応を心がけています。また、活動・休養・睡眠については柔軟に対応できるよう配慮しています。長時間、異年齢で一緒に過ごす中、高齢の子どもが遊びに集中できるよう、部屋を分けて遊んだり、外遊びの時間をずらす等、変化をつけて遊びを提供しています。同じ遊びの継続性を鑑み、30分を目安に、様子を見ながら異なる遊びを提供したり、静的・動的遊びを組み合わせる等、工夫しています。

<p>A-1-(2)-⑩ 【A11】 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	c
--	---

<コメント>

●小規模保育事業所であるため、評価対象外です。

A-1-(3) 健康管理	第三者評価結果
【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a
<コメント> ●子どもの健康管理に関するマニュアルを備え、マニュアルに基づき、日々の観察と併せて子どもの心身の健康状態を把握し、記録しています。保護者から予防接種の状況等、子どもの健康に関わる必要な情報を得、健康管理に努めています。乳幼児突然死症候群(SIDS)に関しては、時間を決めてブレスチェックを行い、職員と保護者へ知識と危険性の啓蒙に努めています。	
【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a
<コメント> ●健康診断・歯科健診については、連携園（市立南生田保育園）に合流して受診していますが、連携園は距離があり、タクシーを利用しています。車を利用する危険性を鑑み、当室で健康診断・健康相談等を実施できるよう園医を持つのも一考です。健康診断・歯科健診結果は保健に関する計画等に反映させ、家庭での生活にも生かされるよう連携を図っています。	
【A14】 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
<コメント> ●過去に軽いアレルギー児への対応実績がありますが、アレルギー疾患について、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」を基にして運用し、医師の指示の下に対応し、家庭で食べたことのある食品を食事で提供し、アレルギーでないことを家庭と共に確認する等、連携を図りながら適切な対応をしています。職員は、アレルギー疾患、慢性疾患等について研修に参加し、必要な知識・情報を得、全職員で共有化を図っています。今後、アレルギー児が増えることを予想し、知識の学び直しに研鑽を図っていきます。	
A-1-(4) 食事	第三者評価結果
【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
<コメント> ●食事では、コロナ禍により子ども同士が対面して食事しない形式にし、以前のように顔を見合わせて楽しんで食事をする雰囲気が希薄になったことを鑑み、保育者は、食事時間は口元が見える透明マウスガードをして対応し、笑顔や表情が伝わるように配慮しています。食事は、個人差や食欲に応じて量を加減し、完食につなげています。また、苦手な食材は保育者が声かけをし、食べることができたら褒めています。	
【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<コメント> ●献立については、川崎市作成の献立を使用しています。給食員1名なので、保育者がサポートをする場合もあり、保育介助と調理の両方に携わることで、子どもにとって食べやすい形状、量、盛り付け方を把握する機会となり、食育への工夫につながっています。川崎市の献立は季節感、地域の食文化や行事食が組み込まれており、子どもたちの年齢を考慮しながら、思い出に残るような食事を提供するよう努めています。衛生管理については給食員が適切に行っています。	

## A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<コメント>	
●保護者とは密に連携を図り、保育室での様子をできるだけ伝えるよう努め、当日の活動は降室時に写真を見ながら説明しています。情報は丁寧に伝えることを心がけ、保育室と家庭とで齟齬がないよう共有化に努めています。保護者・子どもの気になることについては職員間で共有し、継続的に記録・観察を行うようにしています。様々な機会を活用し、保護者と保育室とで子どもの成長を共有できるよう支援しています。	
A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<コメント>	
●スムーズな保育室運営のために先ず、保護者と信頼関係を築くことが大切と考え、短い時間であっても日々のコミュニケーションとして登降室時の会話を大切にしています。懇談・相談にはいつでも応じる用意があることを折に触れて伝え、安心して子育てができるよう支援しています。	
【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
<コメント>	
●毎朝の健康観察時に体の傷・精神状態・衣類等を確認し、保護者の話し方・連絡ノートをチェックし、虐待等の早期発見に努めています。必要に応じて、児童相談所及び地域支援センターと連携を図り、疑いがある場合は地域担当保健師に情報を提供し、連絡、相談、助言を受けながら注意深く見守っています。保護者には明るく話しかけ、子どもが元気に遊び、可愛い様子や、できるようになったことを知らせ、当該児にはスキンシップを心がけ、褒めて自信が持てるよう働きかけ、虐待の予防に努めています。	

## A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果
【A20】 A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b
<コメント>	
●社会保険労務士の指導の下、階層別に評価シートを設け、各職員が記入し、施設長が評価及び、助言・指導を行い、双方に違いがあった場合は話し合い、解決しています。職員の自己評価に関しては、主体的に取り組み、振り返りを行っていますが、中には指導の必要性もあり、研修への参加機会や様々な保育の現状・現場の問題に向き合い、話し合う機会を設け、時間をかけて意識改革を進め、より良い保育室作りに尽力しています。さらに、職員の資質向上に向け、継続して教育等に努めて行かれることを期待いたします。	